

令和7年 3月28日

**工事の総合評価落札方式に係る評価基準等の一部見直しについて
(令和7年度4月版)(お知らせ)**

九州地方整備局港湾空港部におきましては、港湾・空港工事の発注手続きにおける総合評価落札方式の定着・拡充を図るため、別添のとおり一部運用の見直しを行い、令和7年4月1日以降に公告する案件より適用することとしておりますので、その旨、お知らせいたします。

なお、見直し内容につきまして、確認したい事項がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、個別工事に関する質問につきましては、通常の手続き中の問い合わせをご活用頂ければ対応いたしますので、その旨、申し添えいたします。

(問い合わせ先)

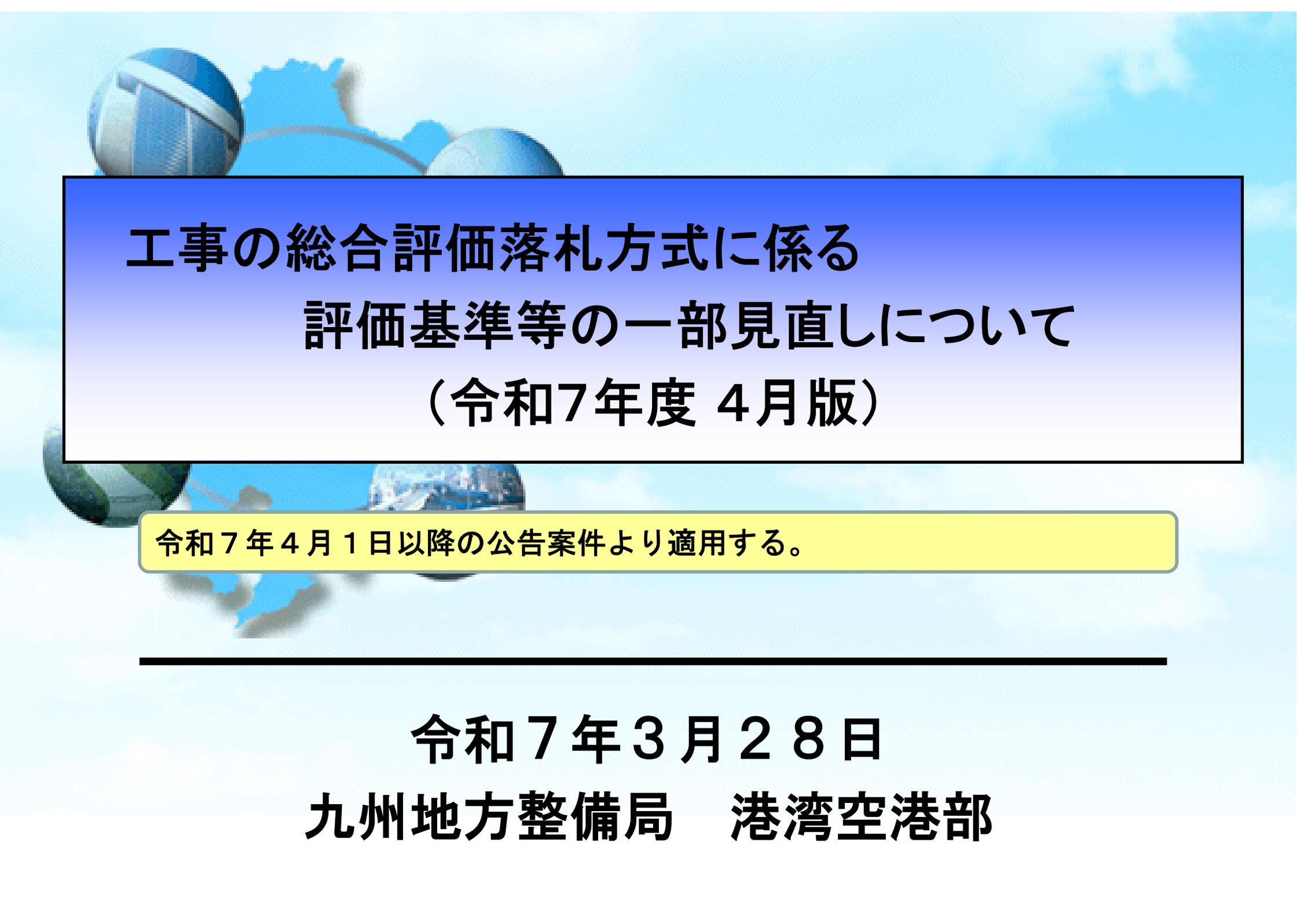
国土交通省九州地方整備局

港湾空港部 品質確保室

TEL:092-418-3354(直通)

品質確保室長 藤井 寧 (内線410)

品質確保室課長補佐 三角 重敬 (内線411)



**工事の総合評価落札方式に係る
評価基準等の一部見直しについて
(令和7年度 4月版)**

令和7年4月1日以降の公告案件より適用する。

**令和7年3月28日
九州地方整備局 港湾空港部**

見直しの 内容

1. 施工能力評価型（I型）の評価	
(1) 施工能力評価型（I型）施工計画重視型及びチャレンジ型の 評価方法について	2
2. 「企業の施工能力」及び「配置予定技術者（技術指導者）等の能力」	
(1) 「企業の施工能力」（オプション項目）	
1) 担い手育成活動への取組【見直し】	4
2) 気候変動に関する国際的な枠組みへの取組【見直し】	5
(2) 「配置予定技術者（技術指導者）等の能力」（オプション項目）	
1) 指定工種の施工実績【新規】	6
2) 若手技術者の配置【新規】	7



1. 施工能力評価型（I型）の評価

(1) 施工能力評価型（I型）施工計画重視型及びチャレンジ型の評価方法について

概要： 施工計画の評価は、施工上の課題に対する技術的所見を施工計画重視型で2提案、チャレンジ型で3提案求め、1提案毎に4段階で評価していたところであるが、これまでの入札実績などを踏まえて、案件によっては、1工夫毎に4段階で評価する評価方法を試行する。

対象： 施工能力評価型（I型）施工計画重視型及びチャレンジ型に適用。

【評価点の換算方法】(施工計画重視型の場合)

$$\frac{\text{施工計画の合計得点【提案①（工夫①+工夫②）+提案②（工夫①+工夫②）】}}{8 \text{ 点 (提案の得点の満点)}} \times 20 \text{ 点 (加算点の配点)} = \text{換算評価点}$$

【評価点の換算方法】(チャレンジ型の場合)

$$\frac{\text{施工計画の合計得点【提案①（工夫①+工夫②）+提案②（工夫①+工夫②）+提案③（工夫①+工夫②）】}}{12 \text{ 点 (提案の得点の満点)}} \times 32 \text{ 点 (加算点の配点)} = \text{換算評価点}$$

【施工計画重視型の場合】

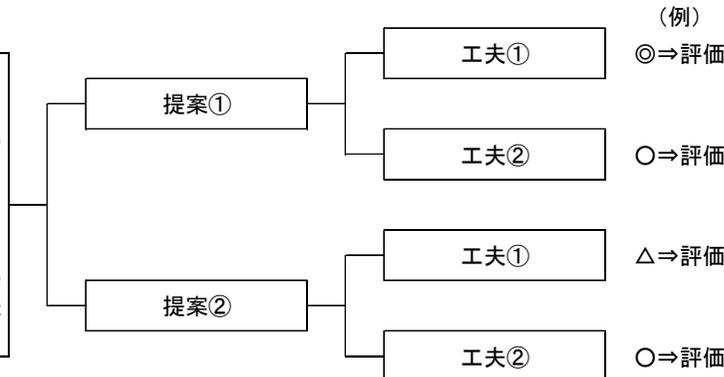
【評価の考え方】

- ・ 2提案までとし、2提案の合計で最大20点を付与。
- ・ 1工夫毎に4段階（◎、○、△、－）で評価。
- ・ 1つの提案に対し提案出来る工夫は2つ（①、②）までとし、4つの工夫を評価。

評価	加算点の配点	施工計画重視型（加算点20点） チャレンジ型（加算点32点）
◎評価	効果の高い提案	2.0点
○評価	効果のやや高い提案	1.0点
△評価	標準案よりも若干工夫されている提案	0.5点
－評価	標準案と同等、又は効果のない提案	0.0点

テーマ
 ○○工における効率的な施工方法（なお、1提案毎に2つの工夫を記載すること（全4工夫）。）

設定理由
 本工事は、○○を整備する工事であることから、現場作業の効率化を図るため、○○工における効率的な施工方法の工夫について提案を求める。



【参考】

1工夫毎の評価実績（本官）
 令和5年度： 8件
 令和6年度： 11件

1. 施工能力評価型（I型）の評価

(1) 施工能力評価型（I型）施工計画重視型及びチャレンジ型の評価方法について

【入札説明書の記述】

【施工計画重視型の場合】

(1 提案毎に4段階評価の場合)

2. 加算点

(1). 施工計画(技術的所見)

(1) 施工計画(技術的所見)に係る評価項目及び評価基準等は下表のとおりとする。

評価項目	評価内容	発注者からの課題	設定理由	評価基準	加算点
施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応の適切性	○○○○○○○○○○の工夫	本工事は、○○○○○であるため○○○○が重要である。	提案数は2提案までとし、2提案の合計で最大20点を付与する。 なお、 1提案毎に4段階で評価 する。	20

(1 工夫毎に4段階評価の場合)

2. 加算点

(1). 施工計画(技術的所見)

(1) 施工計画(技術的所見)に係る評価項目及び評価基準等は下表のとおりとする。

評価項目	評価内容	発注者からの課題	設定理由	評価基準	加算点
施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応の適切性	○○○○○○○○○○の工夫 (なお、1提案毎に2つの工夫を記載すること(全4工夫)。)	本工事は、○○○○○であるため○○○○が重要である。	提案数は2提案までとし、2提案の合計で最大20点を付与する。 なお、 1工夫毎に4段階で評価 する。	20

総合評価にかかる評価基準説明書

工事名 : 令和○年度○○○○工事

2. 「企業の施工能力」及び「配置予定技術者（技術指導者）等の能力」

(1) 「企業の施工能力」(オプション項目)

1) 担い手育成活動への取組【見直し】

【履行確認対象項目】

概要：担い手育成活動として、建設業のイメージアップや新たな担い手の確保のため、受発注者が連携した工事動画コンテンツ制作により、建設業への関心の喚起や建設技術の習得の機会を実施する取り組みを評価する。

対象：全ての総合評価落札方式のタイプに適用。

【現 行】

評価項目		評価	評価基準	加算点
企業の施工能力	担い手育成活動への取組	A	当該工事における、下記に示すいずれかの取り組みの実施 ・九州地方整備局(港湾空港関係)の直轄事務所と連携し、学生を対象とした現場見学会の実施 ・工事動画コンテンツ制作(撮影・編集)	2.0
		B	・九州地方整備局(港湾空港関係)の直轄事務所が発注した工事における、学生を対象とした現場見学会の実績あり	1.0
		—	なし	0.0

【見直し】

評価項目		評価	評価基準	加算点
企業の施工能力	担い手育成活動への取組	A	当該工事において、工事動画コンテンツを制作(撮影・編集)する	2.0
		—	なし	0.0

【留意事項】

・動画コンテンツの種類や内容については、契約後に監督職員との協議により決定する。

2. 「企業の施工能力」及び「配置予定技術者（技術指導者）」等の能力

(1) 「企業の施工能力」(オプション項目)

2) 気候変動に関する国際的な枠組みへの取組 【見直し】

概要： 企業へ気候変動に対応した目標設定を促すことを目的とし、脱炭素経営の促進を図る気候変動に関する国際的な枠組み等への取組を評価する。

対象： A等級向けの工事に適用。

【現 行】

評価項目		評価	評価基準	加算点
企業の 施工能力	気候変動に関する国際的な枠組みへの取組	A	次に示すいずれかの枠組みを実施している ・企業の気候変動への取組、影響に関する情報を開示する枠組み(TCFD) ・企業の科学的な中長期の目標設定を促す枠組み(SBT) ・企業が事業活動に必要な電力の100%を再生エネルギーで賄うことを目指す枠組み(RE100)	2.0
		B	・持続可能な開発目標(SDGs)のうち、目標13「気候変動に具体的な対策を」への取り組みを宣言	1.0
		—	なし	0.0

【留意事項】

・該当する枠組み等への取り組み状況として、情報開示している公式ウェブサイトのURL、又はCSR報告書(サステナビリティレポート)、統合報告書(コーポレートレポート)等の公告年度以降の取り組みが確認できる頁を添付すること。

【見直し】

評価項目		評価	評価基準	加算点
企業の 施工能力	気候変動に関する国際的な枠組みへの取組	A	SBT認定取得企業である	2.0
		—	なし	0.0

【留意事項】

・SBT: パリ協定が求める水準と整合した5年～15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標。
・SBT認定に関しては、認定が確認できる資料を提出すること。
・申請者の目標が親会社もしくはグループの目標に含まれている場合は、それが確認できる資料を提出すること。

2. 「企業の施工能力」及び「配置予定技術者(技術指導者)」等の能力

(2) 配置予定技術者(技術指導者)等の能力(オプション項目)

1) 指定工種の施工実績【新規】

概要 : 複数工種を行う工事において、より品質の向上を図るため、競争参加資格要件内の「主任技術者又は監理技術者に関する要件(同種要件)」で設定していない、発注者が指定する工種の施工実績を評価する。

対象 : 全ての総合評価落札方式のタイプに適用。但し、複数工種を行う工事に限る。

【新規】

評価項目		評価	評価基準	加算点
技術者の 施工能力	指定工種の施工実績	A	指定する工種において、主任(監理)技術者又は現場代理人として従事	2.0
		B	指定する工種において、担当技術者として従事	1.0
		—	実績無し	0.0

【留意事項】

- ・施工実績に関する留意事項及び提出書類に関しては、競争参加資格要件と同様とする。
- ・競争参加資格要件(同種要件)とオプションで指定する工種の施工実績は、同一工事でなくても可。

【設定例】 ※競争参加資格要件(同種要件)と別工種をオプションで指定するものとする。必要に応じて施設や規模を設定。

< 港湾等しゅんせつ工事 >

競争参加資格要件(同種要件) : グラブ浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事
 オプションで指定する工種 : **空気圧送船を使用した土捨工事**

< 港湾土木工事 >

競争参加資格要件(同種要件) : 防波堤、岸壁(物揚場を含む)又は護岸におけるケーソン据付工事
 オプションで指定する工種 : **防波堤、岸壁(物揚場を含む)又は護岸における捨石(基礎・被覆・裏埋・裏込雑石含む)工事**

※上記オプションで指定している工種はあくまでも一例である。

2. 「企業の施工能力」及び「配置予定技術者(技術指導者)」等の能力

(2) 配置予定技術者(技術指導者)等の能力(オプション項目)

2) 若手技術者の配置【新規】

【履行確認対象項目】

概要： 港湾・空港関係工事への担い手確保を目的として、工事への若手技術者の配置を評価する。
 対象： 全ての総合評価落札方式のタイプに適用。

【新規】

評価項目		評価	評価基準	加算点
技術者の 施工能力	若手技術者の配置	A	40歳未満の若手技術者を主任(監理)技術者又は現場代理人として配置	2.0
		B	40歳未満の若手技術者を担当技術者として配置	1.0
		—	配置無し	0.0

【留意事項】

- ・原則、当初契約工期の全期間従事すること。
- ※当局の都合による工期延伸及び病気等特別な理由により、やむを得ず技術者を変更する場合を除く。
- ・40歳未満とは、「昭和60年4月2日以降に生まれた者」とする。
- ・工程上一定の区切りと認められる時点での途中交代や退任は可。
- ・生年月日は契約後のコリンズの受注実績データで確認する。